利 用 料 の 減 免 に つ い て

１．利用料の減免

次の事項に該当する場合は、利用料が減額または免除されます。

※減免の判定の対象となるのは、令和８年度課税状況（令和７年分所得）です。

（１）生活保護法による被保護世帯 ―――――――――――――――――― 免除

（２）令和８年度市民税の所得割が非課税の世帯 ―――――――――――――― 免除

（３）令和８年度市民税の所得割の額が６万円未満の世帯 ―――――― ２分の１減額

（４）令和８年度市民税の所得割の額が６万円以上１８万７，５００円未満の世帯

―――――――――――――――――――――――――――― ４分の１減額

（５）同一世帯において２人の児童を入所させた場合、２人目の児童の利用料

―――――――――――――――――――――――――――― ２分の１減額

（６）同一世帯において３人以上の児童を入所させた場合、３人目以降の児童の利用料

―――――――――――――――――――――――――――― 免除

※上記（２）～（４）において、世帯構成員中２人以上に所得がある場合については、市民税所得割の額の合計額になります。

２．減免申請の手続きについて

① 上記（１）～（４）に該当する世帯が利用料の減免を受けようとする場合、利用料減免申請書を入所申請書と一緒に提出してください。

② 上記（１）に該当する世帯については、利用料減免申請書とともに、福祉事務所長の発行する「生活保護適用証明書」が必要となります。

③ 令和８年度の市・県民税が宝塚市以外で課税されている方(令和８年１月１日宝塚市に居住されていなかった方)は、当該地の**課税証明書**を添付してください。

④ 令和８年１月１日時点の住所地が海外の方は、海外で得た令和７年１月から令和７年１２月までの総所得が分かるものを添付してください。

対 象 世 帯	必 要 書 類
上記（１）の世帯	利用料減免申請書、生活保護適用証明書
上記（２）～（４）の世帯	利用料減免申請書
上記（５）（６）の世帯	不 要

３．税制改正により、廃止又は縮小された扶養控除のみなし適用について

平成２２年度の税制改正において、「年少扶養控除（１６歳未満）」及び「１６～１８歳までの特定扶養控除の上乗せ部分」が廃止されましたが、この税制改正により、利用者の負担増にならないようにするため、令和９年度（２０２７年度）の利用料の減免にあたっては、扶養控除の廃止又は縮減が無かったものとして税制改正前の市民税所得割を再計算し、減免対象額が税制改正前と同水準となるように取り扱います。

≪税制改正される前の市民税所得割　計算方法≫

令和８年度市民税所得割額（※）　－　（ Ａ×330,000 ＋ Ｂ×120,000 ）　×　６％

Ａ：年少扶養控除対象者（１６歳未満）の人数

Ｂ：特定扶養控除上乗せ分対象者の人数

（令和８年度市民税課税における対象となる扶養親族の生年月日
年 少 扶 養 親 族　：平成２２年1月２日～令和7年１２月３１日生まれ
特定扶養控除上乗せ分：平成１９年1月２日～平成２２年1月１日生まれ）

※「給与所得等に係る市・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」または「納税通知書」で確認できます。

なお、市民税の所得割額の算出にあたっては、簡易な税額の計算方法で説明しています。

４．寡婦（夫）控除のみなし適用について

令和３年度（２０２１年度）までの利用料について、市・県民税、所得税の寡婦（寡夫）控除が、非婚のひとり親家庭には適応されなかったことから、平成２６年度より非婚のひとり親家庭に対し、利用料の減免制度において寡婦（寡夫）控除をみなし適用していました。

しかし、令和２年度の税法改正により、非婚のひとり親家庭においても同様の控除が適用されることとなったため、令和４年度（２０２２年度）からは申請は不要となります。

（第９条関係）

【　記載例　】

受付 No.

利　用　料　減　免　申　請　書

※申請書の記入日　→　令和　８年　１１月２０日

（あて先）宝塚市長

※世帯主の住所・氏名

（保護者）　住　　所　宝塚市 東西町〇〇―△□

氏　　名　宝塚　太郎　　印

(※)保護者本人が自署した場合は、押印は必要ありません

児童氏名　宝塚　一郎

クラブ名　こころんクラブ　〇×

入所するクラブの名称

こころんクラブの利用料について、つぎのとおり減免の申請をし

また、減免の審査にあたり、宝塚市のアフタースクール課が、私

が別世帯であっても同一住所に居住するものを含む）の市民課税台帳、住民基本情報台帳の住民情報及び各制度の受給状況等を閲覧することに同意します。併せて、私の世帯員の同意も得ています。

宝塚市が上記児童の利用料の額をこころんクラブへ通知することに同意します。

児童本人から記入

世帯全員の氏名をご記入ください。

入所の場合は、児童ごとに１通提出

ふりがな 世帯員氏名	続柄	生年月日	年少・特定扶養親族※３
たからづか　いちろう 宝塚　一郎	児童本人	平成・(令和)　２年　４月　１０日	○
たからづか　たろう 宝塚　太郎	父	大正・(昭和) 平成・令和　５０年　１月　１日	
たからづか　はなこ 宝塚　花子	母	大正・(昭和) 平成・令和　５３年　２月　１日	
たからづか　はつみ 宝塚　初美	姉	大正・昭和 (平成)・令和　２１年　６月　１日	○
たからづか　ゆめこ 宝塚　夢子	妹	大正・昭和 平成・(令和)　３年　６月　２１日	○
にしのみや　はるこ 西宮　春子	祖母	大正・(昭和) 平成・令和　２４年　３月　１日	
		大正・昭和 平成・令和　年　月　日	

※生活保護世帯の方は☑を入れ、生活保護適用証明書を添付してください。　☐

生活保護世帯の場合は、チェック

※１　保護者が単身赴任や遠隔地での仕事等により児童と同居していない場合でも、氏名の記入をお願いします。

※２　令和８年度（令和７年分所得）の市県民税が宝塚市以外で課税されている方は、当該地の課税証明書を

※３　平成１９年１月２日～令和７年１２月３１日生まれの扶養親族について、扶養控除の扶養親族該当区分を〇印で記入してください。

（第９条関係）　　受付 No.＿＿＿＿＿＿

利　用　料　減　免　申　請　書

令和　　年　　月　　日

（あて先）宝塚市長

（保護者）住　　所　宝塚市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

(※)保護者本人が自署した場合は、押印は必要ありません

児童氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

クラブ名　こころんクラブ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

こころんクラブの利用料について、つぎのとおり減免の申請をいたします。

また、減免の審査にあたり、宝塚市のアフタースクール課が、私と私の世帯員（住民基本台帳が別世帯であっても同一住所に居住するものを含む）の市民課税台帳、住民基本情報台帳の住民情報及び各制度の受給状況等を閲覧することに同意します。併せて、私の世帯員の同意も得ています。

宝塚市が上記児童の利用料の額をこころんクラブへ通知することに同意します。

世帯全員の氏名をご記入ください。**※２人以上入所の場合は、児童ごとに１通提出**

ふりがな 世帯員氏名	続柄	生　年　月　日	年少・特定扶養親族　※３
	児童本人	平成･令和　　年　　月　　日	○
		大正・昭和 平成・令和　　年　　月　　日	
		大正・昭和 平成・令和　　年　　月　　日	
		大正・昭和 平成・令和　　年　　月　　日	
		大正・昭和 平成・令和　　年　　月　　日	
		大正・昭和 平成・令和　　年　　月　　日	
		大正・昭和 平成・令和　　年　　月　　日	
※生活保護世帯の方は☑を入れ、生活保護適用証明書を添付してください。　□			

※1　保護者が単身赴任や遠隔地での仕事等により児童と同居していない場合でも、氏名の記入をお願いします。

※2　令和８年度（令和７年分所得）の市県民税が宝塚市以外で課税されている方は、当該地の課税証明書を添付してください。

※３　平成１９年１月２日～令和７年１２月３１日生まれの扶養親族について、扶養控除の扶養親族該当区分欄の人数分の該当者を○印で記入してください。